報告第4号

専決処分について

次の事項について、平成30年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、 承認を求める。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、都市計画税の税負担の調整措置の延長等に関し、春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市都市計画税条 例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第16条中「平成27年法律第2号」を「平成30年法律第3号」に、「附則第18条」を「附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第17条とする。

附則第15条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同条を附則第16条と する。

附則第14条中「附則第6条及び第8条」を「附則第7条及び第9条」に、「附則第6条及び第9条」を「附則第7条及び第10条」に、「附則第7条、第9条及び第10条」を「附則第8条、第10条及び第11条」に、「附則第9条から第11条まで」を「附則第10条から第12条まで」に、「附則第11条」を「附則第12条」に、「附則第12条」を「附則第13条」に改め、同条を附則第15条とする。

附則第13条中「附則第11条」を「附則第12条」に改め、同条を附則第14条とする。 附則第12条の前の見出しを削り、同条を附則第13条とし、同条の前に見出しとして 「(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)」を付する。

附則第11条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第12条とする。

附則第10条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第11条とする。

附則第9条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6条」を「附則第7条」に改め、同条を附則第10条とする。

附則第8条中「附則第6条」を「附則第7条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第7条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条を附則第8条とする。

附則第6条の前の見出しを削り、同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第7条とし、同条の前に見出しと

して「(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 第6条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度 分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。